

# 《ご旅行条件書》(国内募集型企画旅行)

## 1.本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 2.募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は株式会社アリア(東京都知事登録旅行業第2-8374号以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるよう、手配し、旅程管理することを行います。
- (3)旅行契約の締結・条件は、パンフレットまたはインターネットホームページにおいて旅行日程等コース毎に旅行契約を締結したものと(以下総称して「パンフレット」といいます。)、本旅行条件書、出発前にお渡しの最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。))及び、当社旅行契約募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。))によります。なお、当社約款ホームページ(https://aria.co.jp)にてご確認ください。

## 3.旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1)下記に記載した申込み金を添えてお申し込みください。申込み金(お申し込み)をいただくときに、その一部として申し込みます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込み金を受領したときに成立するものといたします。

### ・申込み(おひとり)

区分	申込み金(おひとり)
旅行代金が3万円未満	6,000円以上旅行代金まで
旅行代金が6万円未満	12,000円以上旅行代金まで
旅行代金が10万円未満	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上	旅行代金の20%以上旅行代金まで

- (2)当社は電話、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約時点で旅行契約は成立しております。当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込み内容を確定のうえ申込み金の支払いをさせていただきます。この期間内にお申し込みの支払いがなされない場合、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱います。
- (3)旅行契約は、電話による申し込みの場合、本項2)より申込み金を当社受領したとき、また、額面又はアカウントリ及びインターネットでお申し込みの場合、申込み金の支払い後、当社が予約の承諾の旨を通知したときに、成立いたします。また、電話、額面、アカウントリ及びインターネットその他の通信手段による申し込みの場合であっても、通郵契約によって契約を成立させたときは、第4項3)の定めにより契約が成立いたします。
- (4)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有するものとみなします。
- (5)契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。契約責任者は、第2項による第三者提供が行われることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
- (6)当社は、契約責任者が構成者に対して親しい、又は将来会うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7)当社は、契約責任者が団体・グループと同行しない場合、旅行開始前においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (8)お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社が、お客様の承諾を得て、お客様ご周知を願ったうえで、お待ちいただくことがあります(以下、この状況のことを「ウェイトイング」といいます。)。この場合、お客様がウェイトイングの状態となるよう、手配努力をいたします。この場合で当社が申込みの提出及び申込み金と同額を預り金として申し渡すウェイトイングの登録は予約完了を保障するものではありません。ただし、「当社が予約の承諾となった旨を通知する前にお客様よりウェイトイング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ち頂く期間までご来場として予約ができなかった場合」は、当社が当該預り金を全額没収いたします。
- (9)本項(8)の場合で、ウェイトイングコースの契約は、当社が、予約可能となった旨の通知を行ったとき(但し電子承諾通知の方法によって行われた時はお客様に到達した時)に契約成立となり、当該預り金を申込み金として取り扱います。

## 4.お申し込み条件

- (1)18歳未満の方は保護者の同意書が必要です。15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)お客様が暴力行為、暴力団関係、その他社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4)お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5)お客様が誹謗中傷を流布したり、偽装や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用となっている方や身体に障りのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい(旅行契約成立後にこれらの状態となった場合も直ちにお申し出ください)。その際にも、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。
- (7)前号のお申し出を受けながら、当社が、可能な合理的な範囲内で対応いたします。これらに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお話し、又は書面でもそれを申し出ていただくことがあります。
- (8)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の方、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出された措置を手にすることができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約のお断りをさせていただきます。なお、お客様からお申し出に基づき、当社がお客様の安全のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (9)当社は、本項11(2)(6)(7)(8)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、11(2)はお申し込みの日から、(6)(7)(8)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (10)お客様に旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様のご負担となります。
- (11)お客様の都合による所定期前退会してできません。ただし、コースより別添条件でお断りする場合があります。
- (12)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある場合と当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (13)その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

## 5.契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等より構成されます。
- (2)本項1)の契約書面を特約する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を運送とも旅行開始日の前日までにお渡します。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以前に満席、旅行開始日当日にお渡しいたことがあります。なお、郵送、電子メール等でお渡しした際パンフレットを併用したアプリア等でご案内する場合があります。

## 6.旅行代金のお支払い

- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に於ける日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に於ける日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第4項に規定する運送機関を締結した場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の乗降があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無しで旅行代金(申込み金、追加代金として表示した金額を含みます。)や第14項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加料金及び第13項記載の交換手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

## 7.旅行代金について

- (1)参加されるお客様のうち、特にご注釈のない場合、満1歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数をご確認ください。
- (3)「旅行代金」は、第3項の「申込み」、第4項の「取消料」、第4項3)の「違約料」、及び第3項の「変更補償金」の額を算出の際の基準となります。募集型企画旅行における「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金(又は基本代金)として表示した金額」プラス「お直し金」として表示した金額 マイナス「旅行代金として表示した金額」となります。

## 8.旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないがけりエコノミークラス)、宿泊費、食費、入場料、拝観料等及び消費税等(※添乗員がいないコースの宿泊料に含まれません。)
- (2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。
- (3)その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨を表示したものの、上記費用はお客様の都合により、一部利用されない場合も原則として払い戻しはいたしません。

## 9.旅行代金に含まれないもの

- 前項1)から3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
- (1)超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について。)
- (2)空港施設使用料等。(パンフレットに明示した場合を除きます。)
- (3)クリーニング代、電器その他の追加料金等個人の性質の諸費用(それぞれ伴ってサービス料。)
- (4)ご希望のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金。
- (5)運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)。
- (6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。
- (7)添乗員が同行しないコースの宿泊税。

## 10.追加代金

第7項の「追加代金」は、以下の代金をいいます。あらかじめ「旅行代金」の中に入れて表示した場合は除きます。)

- (1)パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は追加タイプのグレードアップががの追加代金。
- (2)「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
- (3)パンフレット等で当社が「昼泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
- (4)パンフレット等で当社が「スーパースーツ追加代金」と称する航空機内のラウンジ変更に関する運賃差額。
- (5)その他パンフレット等で「追加代金」と称するもの(ストリートチェックイン追加代金、航空会社指定希望をお受けする旨/パンフレット等に記載した場合は追加代金等)。

## 11.旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によるい運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため変更を不得ないときは、お客様があらかじめ同意する程度とされる程度まで変更される程度まで変更させていただきます。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 12.旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい変動等により通常差額とされる程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額が旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に於ける日より前にお客様に通知いたします。
- (2)当社は本項1)の定める適用運賃・料金の大幅な変動が生じたときは、本項1)の定めるところにより、その減少額が旅行代金を減額します。
- (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額が旅行代金を減額します。
- (4)第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該旅行内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービス)として取替料、送料その他別項に支払い、又ははらわなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が変更されているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・個室その他の設備の不足が生じたことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額が旅行代金を変更します。
- (5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員より旅行代金異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後ご参加の旨を前日までに通知する旨により当該利用人員が変更になったときは、契約書面記載した前日旅行代金を変更します。

## 13.お客様の交賃

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に移譲することができます。ただしこの場合、お客様が所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交換に要する手数料として所定の金額をいただきます。既に航空券を発行している場合、別途再発券に関する費用を請求する場合があります。)また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときと効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けながら、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社が、利用運送機関・宿泊機関等が旅行予約の交換できない等の理由により、交換をお断りする場合があります。

## 14.取消料

- (1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には次の取消料を、ご参加のお客様からは至ることの利用人数の変更によりする差額代金をそれぞれいただきます。

契約解除の日		取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1 21日目に於ける日以前に解除(日帰り旅行にあっては11日目)	無料
	2 21日目に於ける日から8日前までに解除(日帰り旅行にあっては10日目)	旅行代金の20%
	3 7日目に於ける日から2日前までに解除	旅行代金の30%
4 旅行開始日の前日の解除		旅行代金の40%
5 当日の解除(5を除く)		旅行代金の50%
6 旅行開始後の解除または無連絡不参加		旅行代金の100%

### 貸切船(チャーター船)の場合

契約解除の日		取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1 91日目に於ける日以前に解除(日帰り旅行にあっては11日目)	無料
	2 90日前から61日前まで	旅行代金の5%
	3 60日前から31日前まで	旅行代金の10%
	4 30日前から21日前まで	旅行代金の20%
	5 20日前から3日前まで	旅行代金の30%
	6 5日前・前日・当日(出港前)	旅行代金の50%
	7 出港後または無連絡不参加	旅行代金の100%

### 宿泊プラン等、宿泊サービスの内容とする場合

契約解除の日		取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1 61日目に於ける日以前に解除	無料
	2 51日目に於ける日から4日前までの解除	取消人員14名以下の場合 無料 取消人員15名以上の場合 旅行代金の20%
	3 31日目に於ける日から前日までの解除	旅行代金の20%
	4 当日の解除(5を除く)	旅行代金の50%
	5 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

### 国内旅行における事前オプションの取消料(おひとり・他部商品を除く)

旅行開始前まで	無料
旅行開始後	オプション料金の100%

※旅行開始とは、受付のあるツアーで旅行開始日当日の受付完了のことを言います。ただし、列車利用のフリープランでは、改札の入場時又は改札のないときは当該列車乗車のことを言います。

## 【ヘリコプターチャーターに関するキャンセルポリシー】

- ご予約完了後の変更・キャンセルをご希望の場合、メールにてお問い合わせ下さい。お客様都合によるキャンセルポリシーは以下になります。
  - ご予約確定日より搭乗14日前まで:30%
  - 搭乗日13日前-搭乗日7日前まで:50%
  - 搭乗日6日前まで:80%
  - 搭乗日当日:100%
- ただし、悪天候等によりヘリコプターの運行が不可能な場合はこの限りでは御座りません。
- ・天候不良の場合(天候発生時は弊社が判断させていただきます)。
  - ・使用機材に特定の事象が生じた場合
  - ・欠航の場合
- 日程変更は変更手数料はなし。
- 返金は、クレカの場合は決済手数料を差し引いた金額ならびに返金時の振込手数料を差し引いた金額。銀行振込でご入金いただいた場合は返金時の振込手数料を差し引いた金額をご返金致します。

## 【ヘリコプター遊覧に関するキャンセルポリシー】

- ご予約完了後の変更・キャンセルをご希望の場合、メールにてお問い合わせ下さい。お客様都合によるキャンセルポリシーは以下になります。
  - ご予約確定日より搭乗7日前まで:80%
  - 搭乗日6日前-搭乗日2日前まで:20%
  - 搭乗日当日:80%
  - 搭乗日当日:100%
- ただし、悪天候等によりヘリコプターの運行が不可能な場合はこの限りでは御座りません。
- ・天候不良の場合(天候発生時は弊社が判断させていただきます)。
  - ・使用機材に特定の事象が生じた場合
  - ・欠航の場合
- 日程変更は変更手数料はなし。
- 返金は、クレカの場合は決済手数料を差し引いた金額ならびに返金時の振込手数料を差し引いた金額。銀行振込でご入金いただいた場合は返金時の振込手数料を差し引いた金額をご返金致します。

お客様が責任をならぬ理由の取消しを申し渡す場合は、お取り消しした場合は所定の取消料をお支払いいただきます。旅行代金が期日までに支払われていないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を締結したものと、取消料と同額の違約料をいただきます。

- (4)お客様の都合による出発日よりコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部位の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を受取ります。



#### 24. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件に旅行のお申し込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

- (1)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (2)申し込みの際に、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (3)通信契約による旅行予約は、当社が旅行予約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時成立するものとします。
- (4)当社は提携会社のカードにより所定の金額への会員の署名なくして「パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第14項ご定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- (5)契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内（減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内）をカード利用日として払い戻します。
- (6)尚信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、当社が別途指定する期日までご現金で旅行代金をお支払いいただけます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は4項1)の取消料と同額の違約料を申し受けれます。

#### 25. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを補償するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

#### 26. 個人情報の取扱

- (1)当社は、旅行申込みの受付の際に、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための必要な手続きがとれない場合、お客様のお申し込み、ご依頼をお受けできないことがあります。取得した個人情報は（総合）旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。
- (2)当社は、前項により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がご申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を補償する保険手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内で、お申込みいただいたパンフレット及び第5項(2)の最終日程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、官公署、土産品店に対し、前項により取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社は、前項により取得した個人情報及び当社のサイト閲覧履歴、購買履歴並びに当社提供アプリ利用時の行動履歴などの個人情報を①当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (3)当社は、旅行中の疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4)当社は、手配代行業務、旅行添乗業務等の旅程管理業務及び、空港等でのあつ旋サービス業務等において、本項1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を第三者へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を提供いたします。
- (5)当社は、お申し込み内容の聞き違い等によりお客様にご迷惑をおかけすることを防止するため、お電話内容を録音させていただきます。ご了承くださいませようお願い申し上げます。

#### 27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

#### 28. その他

- (1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様のご便宜をはかするため土産物店にご案内することがありますが、お買い物の際には、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いいたしません。
- (3)お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度（フレックストラベラー制度）に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配業務・旅程管理業務は履行されたとし、また、当該変更部分に関する旅程管理責任・特別賠償責任は免責となりますので、ご了承ください。
- (4)当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。
- (5)当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により同サービスの条件に変更が生じた場合でも第19項1)及び第23項1)の責任を負いません。

旅館・ホテル等において、お客様の整理・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。